

教私第 2689 号

令和元年 10 月 24 日

各私立幼稚園長 様

大阪府教育庁私学課長

幼稚園等における質の向上を伴わない理由のない保育料等の引上げについて（通知）

日頃から、本府の私学行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年 10 月より幼児教育・保育無償化が始まったところですが、これまで示されてきた通り、幼稚園等における保育料等については、質の向上を伴わない理由のない引上げがあってはなりません。

今般、国の「幼稚園等における質の向上を伴わない理由のない保育料等の引上げへの対応について」（令和元年 10 月 3 日付け事務連絡）において、理由のない保育料等の引上げに該当する可能性のある事例が示されましたので、別紙のとおり情報提供します。

なお、このような事例については、府民の関心も非常に高く、一部新聞報道等において、十分な説明がされないまま増額するいわゆる「便乗値上げ」が疑われる事例などについて取り上げられているところです。

保育料等に変更があった場合は、保護者等に対して変更の内容等を説明することが必要であることに加え、園則の変更とその理由の届出を行うこととなっています。

府としても、これまでも配分説明会等において、保育料等の引上げについては幼児教育・保育無償化の趣旨を踏まえた対応をお願いしてきたところですが、今般国が示した事例も参考に、適切に対応していただきますよう改めてお願いします。

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ

（06-6941-0351 内線 4860）

(別紙)

○国が把握した、理由のない保育料等の引上げに該当する可能性のある事例

1. 施設から値上げの理由が示されない、或いは示された理由に具体性が無い場合
 - ・ 保育料等の引上げについて連絡があったが、その理由が示されていない。
 - ・ 保育料等の引上げに関し、職員の処遇改善や配置改善のためという理由が示されているが、その具体的な内容や予定時期等が示されていない。
 - ・ 物価高騰、消費増税への対応という園からの理由と値上げ幅の乖離が著しく、合理的な説明となっていない。
2. 無償化等の対象者のみ費用を引き上げる場合
 - ・ 預かり保育について、無償化の対象者（施設等利用給付第2・3号認定者）のみ明らかに高額な料金に変更する。
 - ・ 副食費の補足給付事業等の対象となる第3子のみ、理由なく保育料を引上げる。
 - ・ 園が従前から実施していた保育料減免措置等を理由なく廃止する。
3. 料金の見直しにより実質的な値上げとなっている場合
 - ・ 無償化の対象とならない食材料費や通園費等を保育料から切り分けたにも関わらず保育料が据え置かれ、その理由も示されない。
 - ・ 無償化の対象となる保育料は据え置くが、実費徴収としてきた教材費等が理由なく引き上げられる。